

# 「生」を支えるインフラストラクチャー への法学的接近—企画趣旨に代えて

米田雅宏

## 1 はじめに

### —破綻によって可視化される「インフラ」

2020年3月11日にWHOによって宣言されたコロナパンデミックは、人々のこれまでの日常を様々に“異化”した。その最たる例は、日頃意識することのない社会基盤、インフラストラクチャー（以下、「インフラ」<sup>1)</sup>と略す）の可視化であろう。医療体制が想像以上に脆弱であったこと、またそのことが直ちに人々の生死に直結するという事態に不安を抱いた国民も少なくない。近時に限っても電力供給の逼迫や大規模通信障害の発生など、不安定なインフラは人々の日常生活に大きな影響を及ぼしており、今やライフラインの確保は綱渡りの状態といつても過言ではない。そもそも医療体制を含め、水、電気、通信など人々の「生」を根本のところで支えるインフラは、當時安定的で、しかも耐久性があることが期待されている。しかしインフラという言葉がもともと「下部(infra)」を意味しているように、通常それは目立たず、またその維持・運営の多くが専門家に委ね

られていることからも、人々が意識することは少ない。破綻の危機によってはじめてその存在が、その実態が可視化されるのである<sup>2)</sup>。

そこで本企画では、土地収用上の公益事業として設置・運営される道路・鉄道といったインフラのみならず<sup>3)</sup>、医療や住居、情報通信など、人々の「生」を現に支えているインフラも広く対象に含め、その法的規律について考察してみたい<sup>4)</sup>。企画趣旨をより明確にするため、以下ではまず1990年代以降におけるインフラの不安定要因を素描し（2）、その法学的課題の輪郭を示す（3）。その上でインフラを、人々の生を支える物的公共財という視点から法学的分析を行う意義を総論的に論じることで（4）、企画趣旨に代えることにしたい（5）。

## 2 問題状況の素描

### (1) 1990年代に進行した「公的任務の民営化」 ——安定供給の不安

1990年代に進行した「公的任務の民営化」<sup>5)</sup>。それは、インフラの管理運営もその対象とするも

1) インフラに法的定義は存在しない。新村出編『広辞苑〔第7版〕』（岩波書店、2018年）には「産業や社会生活の基盤となる施設、道路・鉄道・港湾・ダムなど産業基盤の社会資本、および学校・病院・公園・社会福祉施設等の生活関連の社会資本など」とあるが、本稿では緩やかに「人々の生活を支える物的基盤ないし公共サービス」を指すものとして用いる。宇沢弘文が提唱する「社会的共通資本」に近いが、同概念を必ずしも想定したものではない。

2) 木村周平「インフラを見る、インフラとして見る」文化人類学83巻3号（2018年）377頁以下、参照。

3) 計画法制と事業・損失補償を中心としたインフラ整備の比較法分析としては、古いが西谷剛ほか『比較インフラ法研究』（良書普及会、1997年）がある。

4) 通常インフラを法的に扱う場合、ネットワーク企業に対する公益事業規制や營造物管理が主題となることが多い。しかし本稿では人々の生存・生活を大きく規定する「モノ」としての側面に焦点を当て「インフラ」を論じたい。従って本稿はインフラ概念に整序・分類機能を持たせるのではなく、むしろ同概念を問題発見的概念として便宜的に使用することで、「モノ」から人間の実存的生（生物的生存のみならず、人々の日常生活、よき生も含意する）を逆照射し、そこから法制度を考察しようとするものである。社会学からインフラを論じる、田中大介「ネットワークシティとはなにか」同編『ネットワークシティ——現代インフラの社会学』（北樹出版、2017年）8頁以下も参照。